

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月 21 日から 59 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和 58 年 10 月 21 日）及び資格取得日（昭和 59 年 3 月 1 日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 21 日から 59 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを確認できないとの回答を得た。

A 社には昭和 53 年 5 月から 55 年 5 月まで、B 社には同年 5 月から 61 年 5 月まで継続して勤務したので、保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、B 社において、昭和 55 年 5 月 12 日に厚生年金保険の資格を取得し、58 年 10 月 21 日に資格を喪失後、59 年 3 月 1 日に同社において資格を再取得しており、58 年 10 月から 59 年 2 月までの被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、B 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は運転手として、荷物 C を運搬しており、通年仕事量に変化は無かったと供述しているところ、「荷物 D の運搬をしており、冬期間は仕

事が無く本州に出かけて仕事をする事があった。」と供述している運転手だった同僚を含め、申立人と同時期に勤務していた同僚の記録には不自然な空白期間は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 58 年 10 月 21 日から 59 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 58 年 9 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 10 月から 59 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 53 年 9 月 1 日から A 社に勤務していたことが確認できるが、それ以前の勤務期間については特定できない。

また、オンライン記録によると、A 社は昭和 53 年 10 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主に照会したところ、「A 社が適用事業所になる前の従業員の健康保険と年金については、各自が国民健康保険と国民年金に加入していたと思う。」との供述を得ていることに加え、オンライン記録から、申立人は昭和 49 年 10 月 8 日から 53 年 10 月 1 日までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から28年8月15日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

事業所が保管する人事調書や職員名簿からも、申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所(申立期間当時はB事業所)が保管する人事調書及び職員名簿により、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立人と同時期に申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚7人に照会したところ、そのうち6人は採用時期と厚生年金保険の資格取得の時期が異なっており、採用から資格取得までの期間が、それぞれ1か月から13か月かかったと述べている上、当該同僚の1人は「当初、臨時雇(日給制)として採用され、後に事務員(月給制)となったが、臨時雇の期間は厚生年金保険に加入していなかった。新卒者の場合は採用後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。」と供述していることから、当時の事業主は、勤務していた全ての者を、採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、A事業所に照会したところ、「現在保管している人事調書や職員名簿によると、申立人が、申立期間に当事業所に勤務していたことは間違いないが、給与支払、保険料控除について確認できる記録は保管していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から20年8月まで
② 昭和23年4月から25年12月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立事業所について厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないとの回答を得た。

転職先に提出した履歴書の記載のとおり、A事業所(申立期間①)及びB事業所(申立期間②)に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、戦時中の軍需工場であったA事業所で旋盤工として勤務していたとしているが、当該事業所については、オンライン記録において同事業所名及び類似名称等で確認を行ったものの厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所の所在他は、C県D市からC県E市に移転したとしているところ、両所在地を所管する法務局に商業登記の記録も無い。

また、当時、航空機産業は、軍需省(現在は、経済産業省)の管理下におかれていたことから、軍需工場の資料の有無について経済産業省に照会したところ、「当時の軍需工場に関する資料は、保管されていない。」との回答を得ている。

さらに、申立人が名前を挙げている複数の同僚についても、申立期間における厚生年金保険の記録は無く、当該同僚から保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、製材所であったB事業所に勤務していたとしているが、当該事業所については、オンライン記録において同事業所名及び類似名称等で確認を行ったものの厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、F県G郡H村役場に、B事業所の存在について照会したところ、「B事業所は、木工関係の仕事をしていた事業所として存在していたが、操業期間は短かったと思う。その他の事は不明である。」との回答を得ている。

さらに、申立人が記憶している同僚についても、申立期間における厚生年金保険の記録は無く、当該同僚から保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 26 日から同年 11 月 24 日まで

私は、昭和 58 年 8 月から 60 年 11 月まで、A社の「B店」で妻と一緒に継続して勤務していたが、妻は申立期間について厚生年金保険の被保険者となっているものの、私の記録が抜けている。

さらに、会社を辞める 1 年ぐらい前からC病と診断され、会社の健康保険証を使って、近隣の病院での治療やD市内の病院に検査入院した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録が確認できないほか、同僚等による供述も得ることができず、また、同社は既に解散しており、当時の事業主及び経理全般を管理していた担当者も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時、経営者一族及び申立人の妻以外にA社で厚生年金保険の加入記録が確認できる者は、全て「E店」に勤務していた従業員のみであり、申立人と一緒に同社の「B店」に勤務していたとする同僚4人については、いずれも同社において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

一方、申立期間前後の診療記録を調査したところ、昭和 60 年 10 月 16 日から同年 10 月 23 日までの期間、D市内の病院に検査入院し、C病と診断されていたことが確認できるが、担当医が記載した診療時要約には「昨年 11 月はじめ頃より、症状が出現し、同月末に近医受診。このとき、はじめて臓器障害を指摘され、以降、外来補液を続けていた。」と記載されていることから、申立人が供述している治療の開始時期は 59 年 11 月末と推認でき、健康保険

厚生年金保険被保険者原票の記録と符合するため、申立期間中の診療であったと認めるまでには至らない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 10 日まで
② 昭和 45 年 12 月 2 日から 47 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間につき脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

A社を退職後、脱退手当金の請求手続は行ったものの、受給した覚えは無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の事業所を退職後、脱退手当金の請求手続を行ったと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。